

4 悪臭

【特定悪臭物質と敷地境界線における規制基準】

(単位：ppm)

特定悪臭物質の種類	地域の区域			臭気の種類	主要発生源事業場
	A地点	B地点	C地点		
1 アンモニア	1以下	2以下	5以下	特有の刺激臭	化製場、下水処理場等
2 メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐ったたまねぎ臭	化製場、下水処理場等
3 硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵臭	化製場、下水処理場等
4 硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツ臭	化製場、下水処理場等 し尿処理場、ごみ処理場等
5 二硫化メチル	0.009	0.03	0.1		
6 トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐魚臭	化製場、畜産農業
7 アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	青臭い刺激臭	複合肥料製造工場等
8 プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい 焦げた臭	塗装工場、自動車修理工場 印刷工場、 輸送用機械器具製造工場等
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08		
10 イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2		
11 ノルマルバレリルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい 焦げた臭	塗装工場、自動車修理工場 木工工場、印刷工場 輸送用機械器具製造工場等
12 イソバレリルアルデヒド	0.003	0.006	0.01		
13 イソブタノール	0.09	4	20	刺激的な発酵臭	塗装工場、自動車修理工場 木工工場、印刷工場 輸送用機械器具製造工場等
14 酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーの ような臭	
15 メチルイソブチルケトン	1	3	6	ガソリンのような臭い	
16 トルエン	10	30	60	ガソリンのような臭い	化粧合板製造工場等
17 スチレン	0.4	0.8	2	エーテル臭	(トルエンに同じ)
18 キシレン	1	2	5	ガソリンのような臭い	化粧合板製造工場等
19 プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	すっぱいような刺激臭	化製場、染色工場等
20 ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗くさい臭い	化製場、し尿処理場
21 ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	むれたくつ下の臭い	廃棄物処分場 鶏糞乾燥場
22 イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01		

下関市においては、都市計画法に基づく用途地域に準拠して、悪臭防止法に基づく指定地域の区域の区分ごとに地域の類型を当てはめている。(平成17年2月13日下関市告示第24号)

【特定悪臭物質を含む排出水の規制基準】

(単位：mg/l)

項	特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される 排出水の量	許容限度		
			A地域	B地域	C地域
1	メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
		0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
		0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
2	硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
		0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
		0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
3	硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
		0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
		0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
4	二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
		0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
		0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

【山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準】

			A 地域	B 地域	C 地域	法の規制地域 以外の地域
敷地境界線における臭気指数の限度			10	14	18	14
排出口における 臭気指数の限度	排 出 口 の 高 さ	5m 以上 排ガス量 300m ³ _N /分以上	25	29	33	29
		15m 未満 排ガス量 300m ³ _N /分未満	28	32	36	32
		15m 以上 30m 未満	28	32	36	32
		30m 以上 50m 未満	30	34	38	34
		50m 以上	33	37	41	37

(注) 臭気指数・・・原臭を無臭空気で希釈し、検知閾値濃度に達した時の希釈倍数をもとに算出した数値であり、官能試験による悪臭の強さの程度を示す。